

第十五回 衆議院 電氣通信委員會 會議錄 第十一號

昭和二十七年十二月十六日(火曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 橋本登美三郎君

理事 中村 梅吉君 理事 有田

理事 松前 重義 右 理事 原

岩川 與助君 破原

松村 光三君 山口喜

淺沼稚次郎君 櫻井

阿部 五郎右衛門 山田

出席國移大臣

垂政大陸 高港

出席政院委員

垂政事務官(大區官)  
房電氣通信監理官  
金光

委員外の出席者

郵政技官(電波監  
所)

理局電波監視長)

日本電信電話公社  
梶井

專門員 吉田

十二月十三日

瀬戸市内の電話増設促進に関する請願（早稲田柳右エ門君紹介）（第八二二号）

同月十五日

市外電話架設に関する請願(中野区)

雄君紹介(第一〇〇〇号)

日立電報電話局舎新築等に関する

請願(山崎猛若紹介)(第一〇〇一号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

電波監視に關する件

○橋本委員長 これより開会いたしま  
す。

改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこ

○原(茂)委員 御配付された資料のうち、一級局から十級局までございますが、大抵代表的な都市の名前をひとつづつ、

加入者の數で申し上りますと一級

局と申しますのは、二級局は八千から五万まで、三級局は二千から八千まで、四級局は八百から二千まで、五級局は四百

局は万石から二百まで、五級局は四百から八百まで、六級局は二百から四百まで、七級局は百から二百まで、八級局は二十五から百まで、九級局は三か

局は二十四まで、十級局は二以下、こういうことになっております。

○松井委員 この間大臣から提案理由の説明を伺いましたが、この提案理由の説明に附帯すること、たと

えば本年度の予算に組まれております二十億円の公債発行の問題がこれの具体的な裏づけとなると思います。そう

すればその二十億円のものを大臣の説  
明された内容によつて、全額電話を引  
こうとする者が負担するといふ計算に

立つておるのか。その二十億の内容について、こまかくさらに説明をお願いしたいと思います。

○金光政府委員　ただいまの御質問にお答え申し上げます。今回の補正予算に組み込まれた債券の二十億円に見合

いますところの加入者増設は二万二千五百でございますが、現実に一応かりに一月一日からこの債券を引受けて

で、一般からは困難であるというものの見方から、こういう考え方を出したのであるかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

○高瀬國務大臣 御承知のように電話建設の財源獲得の方法は、運用部の資金、債券、それから公社が計画しているところでは外資も入っておりますが、このようないろ／＼の道があるわけでありまして、その中の一つの手段として電話債券というものが考えられてゐるわけでありまして、できるだけ電話の拡充をして行きたいという意味から、そういういろ／＼の財源を求めてやろう、こういう考えでやつてゐるわけでありまして、ですから電話債券を出すから、ほかの財源を減らしていい、そういうことは少しも考えておらないわけでありまして。

○原義委員 先ほど説明のありました八級局から十級局、これの私どものわかりにくい代表的な都市、町の名前をあとでお調べ願います。それに關連しまして、公社とすればこの財源を一級から十級局の地域加入者に一体どのくらい持たせようという案でもあつたら、お聞かせ願いたい。

○金光政府委員 債券の引受の具体的金額につきましては、政令で定めるようにいたしておりますが、一応その政令の内容に盛るべき金額として予定しておりますものを申し上げますと、電話の新規の加入申込み、特に単独の加入につきましては一級局については六万円、二級局につきましては四万円、三級局につきましては二万五千元、四級局につきましては一万五千元、五級局につきましては一万円、六級局以下は負担させない。今のは単独

加入でございますが、次に二の共同加入につきましては、一級局は二万円、二級局は一万五千元、三級局は一万円、四級局は五千円、五級局以下はゼロでとらない。それから戦災復興、いわゆる焼け電話の復旧でございますが、これにつきましては、単独加入について申し上げますと、一級局が四万円、二級局が二万五千元、三級局が一万五千元、四級局が一万円、五級局が五千円、六級局以下はとらない。それからこの共同加入につきましては、一級局が一万五千元、二級局が一万円、三級局が五千円、四級局以下はとらない。大体戦災復興の場合につきましては、新規の申込みの三分の二程度にいたしておる次第でございます。

○原義委員 わかりました。もう一つお伺いしたいのですが、現在新規に加入したいというものを大体想定しておられたら、どのくらい今要求があるとお見通しおられるのか。たとえば東京、大阪、全国でどのくらいというふうな数字をひとつお知らせ願いたい。

○金光政府委員 全国で現在電話を申し込んでつかないところの、いわゆる積滞の申込みが約四十二万でございます。東京におきましては大体十萬五千に相なっております。それから大阪は約七万でございます。

○原義委員 もう一つ債券の条件をどんな構想を持っておられるか伺いたい。

○金光政府委員 債券につきましては今考えておりますのは、この電信電話債券は無記名の利札付で、利率は年六分五厘程度として、債券の償還方法は十年で償還いたしますが、その前の五年間はすえ置き、いわゆる五年すえ置き

十年償還という方法であります。五十年すえ置き十年償還という全体で十年になるようでありまして、それで五年で返すという意味でございます。大体六年目からは発行額のあるパーセントを抽籤で償還して行きます。最終の十年目に全部を償還する。発行額は、額面百円にいたしまして、いわゆる割引をいたさない。それからこれは別に法律で限定されておりましたので、日銀の引受の適格社債ということにいたしましたというふうに存じております。

○原義委員 債券を持ちますと売買する場合にどういうことになりましてか。自由に売買可能でありますかどうか伺いたい。

○金光政府委員 売買につきましては、別に制限はございませんので、一般の有価証券と同様に自由に売買できるものと存じております。

○原義委員 電話を譲渡する場合、現行のように自由にできるものと解釈してよろしゅうございましょうか。

○金光政府委員 さようでございませう。

○原義委員 その次に現在實際電話が取りまされておる市価、東京、大阪等で實際に売買されておる市価が、おわかりでしたら伺いたい。

○金光政府委員 十一月の中旬の調べでございますが、一応私の方で調べた数字を申し上げますと、一番高いところは根岸、下谷、浅草でございます。大体二十二万円程度でございます。それから銀座が二十万円でございます。それから千代田、丸の内が十五万円程度でございます。一番安いところは

は、郊外地の本田、あるいは武蔵野といったところは十三万円程度、こういうふうな相なっております。

○原義委員 ついでに教えていただきたいのですが、二十二万円から十三万円ぐらいまで、いろいろ段階があるわけですが、波状的にどういう原因でこういうふうな市価に開きがあるのか、その点を伺いたい。

○金光政府委員 電話局ごとにこういうふうな市価に相違がございますのは、ただいま申し上げましたような一番高いところは、電話局の局内の設備が一ぱいございまして、ほとんど新たに新設することができない。そこで現在ある電話を買わなければ電話をとれど設置してもらえないといったところは、どうしても需要供給の關係で高くなります。それから多少局内の設備に余裕があるというふうなところにつきましては、それだけやはり電話の市価が下るというふうなことになるわけでありまして。

○原義委員 そうしますと二十万、十五万、十三万円の割で電話の新規設備ができるということ、値段の安いというところは、設備に余裕があるというわけですか。

○金光政府委員 必ずしもそうではございませんので、需要供給との關係によつて電話市価はできてゐるわけでございます。それで、設備に余裕があるからといって、決してその市価が安いとは限りません。どうして申込みとの關連においてきまるわけでございますが、大体において市価の多少安いところは、局内の設備にも若干の余裕がある、一般的にはそういうことが言えるかと思ひますが、これは局

ごとにそれ／＼の事情は違ひますので、具体的問題については局の事情をよく調べなければ一概には言えないと思ひます。

○松井委員 關連してお伺ひします。そうすると、ただいまの根岸、下谷、浅草は二十二万と最高を占めてゐるわけですが、この公債発行の場合の一級局、二級局というのは、大体この價格の順に当てはまりますか。

○金光政府委員 ただいまの御質問は、先ほど御説明申し上げました一級局は六万円、二級局は四万円というのは、電話の市価と大体バランスがとれるかという御質問でしょうか。

○松井委員 ええ。

○金光政府委員 二級局におきましては、大体におきまして今申し上げました東京あたりの市価よりも安いのでございまして、別にちやうど六万円と四万円といったものと同じようにバランスしてゐるということにはならないと思ひますが、二級局の方は一級局よりも安いのが実情でございます。

○松井委員 そうすると今度の公債引受額をきめる級別にしたものは、電話の市価價格の価値というものは全然關係なく、加入数のみによつてきまるということでございますか。

○金光政府委員 ただいまの御質問のように考えましたので、別に電話の市価というものを考慮に入れて決定したわけではございません。

○松井委員 電話の市価の価値と、それから今度やはり級別に見て公債を引受けなければならぬ額とは、価値の面からいつたら比例して行かなければならぬ性質のものじゃないでしょうか。そういうことは考えられなかつた

ですか。

○金光政府委員 今回の債券の負担額を一応きめましたのは、大体一級局、二級局によりまして、加入者数が先ほど御説明申し上げましたように、相当の開きがあるわけでございます。一級局におきましては、それだけ加入者数が多ければ電話の利用価値というものがそれだけ大きいわけでございますけれども、また電話の市価というものも、大体そういう利用価値というものと、それから需要供給もございまして、そういうものから出て参りましたので、先ほど必ずしもそれを考慮して決定したのではないということをお願い申し上げますが、結果的に見ますと、申し上げましたが、結果的に見ますと、そういう利用価値から申しまして、おむね一級局、二級局の電話市価と大体バランスしたような形になつておるわけでございます。

○原(茂)委員 そうでございます。○金光政府委員 一加入当りの経費といたしましては、単にこれは電話一個増設して、市内電話ばかりでなく市外電話も当然ふえるものとして計算いたしますと、大体一加入者を増設するに二十五万円の経費がかかるわけでございます。さらに東京等では現在すでに電話局舎がほとんど一ぱいでございまして、局舎を新たに作る、あるいはそこに交換機等を入れるということ

とで計算いたしますと、約三十五万円もかかるような状態でございます。今回のこの債券を負担していただくというところにいたしましたも、ただいままでの設備負担金の三万円、それに東京につきましては六万円を負担していただいても、決してそれだけで一加入者当りの増設の経費をまかなうわけではございません。

○有田(喜)委員 先ほど来聞いていたのですが、現在電話をつけたいと申し込んだが、まだこれがつかないといういわゆる積滞電話と申しますが、それが四十二万あると承つたのですが、戦争前が一番そういう数のたくさんあつたのはどのくらいでございまして、また最近三箇年はどういう趨勢になつておるか、それを承りたい。

○金光政府委員 ただいまの御質問の第一点の、戦前のものにつきましては資料を持ち合せておりません。はたしてその資料がございませうか、後ほど帰つて調べまして、もしございしたら次会等にお答え申し上げたいと思ひます。

それから第二点の方につきましては、昭和二十二年度からの分はわかつておるのでございますが、昭和二十二年度におきましては、申込みが三十二万ございまして、そのうち三十三万だけついております。それから二十三年に参りますと、これは電話公債法を施行しまして申込みが少し減つたのでございしますが、申込みが二十四万ありまして、架設が十萬、それから二十四年には申込みが四十一万ございまして、それに対して架設が十三萬、二十五年におきましては申込みが六十一万ございまして、そのうち架設が十四萬、二十六

年は電話設備負担法を施行いたしましたので、また申込みが多少減つておりますが、約五十萬の申込みに対しては架設が約十四萬、こういう状態になつております。ただいま申し上げましたように、各年度の申込みと架設数の差だけは、それ、次の年度ですつと申込みがそのまま引継がれた形になつておるわけでございます。

○有田(喜)委員 電話の申込みが相当あるにかかわらず、架設がこれに伴わない。これは公共事業としての使命の上からいたしまして、非常に遺憾なことだと思ひます。なお戦災電話でまだ復旧しないものも相当あるだろうと思ひますが、これもあとで詳しくお聞きしたいと思つておりますが、これらのことを打開するには相当根本的な方策を講じないと、いつまでたつても電話がつかない。これは公共事業の担当者としても非常に遺憾に思つてこれに對して何かと思ひますが、一体これに對していかなる打開方策を考えておられますか、その方策を承りたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 電信電話公社で五箇年計画を立てまして、百五萬個の増加を計画しております。それがその通り実行できますれば、五箇年でありますから、むろん一ぺんにというわけには参りませんが、かなり解消する方向に行くだらうと思ひます。ただししかしそれにつきましては、先ほど政府委員の方から御説明申し上げましたように、一箇年にどうしても七百萬圓くらいの建設費を要するわけでありまして、公社としてはその財源をどうするかという計画は持つておりますが、またこれはできるだけ努力をしなければならな

い問題であります。はたしてその通り実現できますかどうか、むろんこれからの問題であります。

○金光政府委員 ただいま有田委員の御質問の戦災電話につきましては、資料がございましてお答え申し上げます。戦災電話と、戦時中に電話動員というのをやりまして、既設の電話を強制的に他に転用したのがございまして、その両方を申し上げますと、昭和二十三年の十二月現在で戦災未復旧電話は二十二萬、動員電話が二萬七千あつたわけでございます。それが二十四年におきましては、戦災電話で約三萬七千、動員電話で四萬四千開通いたしました。そのために二十四年におきましては、大体戦災の未復旧十八萬、動員電話が二萬三千、そういうふうに漸次減つて参りまして、二十六年には戦災のみ開通が三萬七千、動員電話の開通が八千、それから二十七年になりました三月末における戦災未復旧が十三萬、動員電話が約一萬、こういった状態に相なつております。

○有田(喜)委員 この五箇年計画の内容をよく拝見してないのですが、これを遂行する上において最も重大な隘路は資金問題だと思ひます。そのほかには器材その他によるところの隘路があると思ひますが、郵政当局はどういうふうにお考えになつておりますか。

○梶井説明員 ただいまのお尋ねに對してお答えいたします。器材並びに器材の生産能力という点におきましては、五箇年計画の規模程度では決して御懸念がない。現在の生産能力でも十分間に合うという程度であります。従つてこの五箇年計画遂行上の隘路は、しいて申せば資金をいかにして

得るかということにかかつておるのではありません。

○有田(喜)委員 想像通り資金がその隘路のようであることではあります。億圓かかるということではあります。わが国の経済規模からいへば相当大きな金のようにも考えられるが、しかし現在電源開発のために要する経費その他を考えれば、必ずしも大きな金とのみ考えられないと思ふ。そのほかにそういうふうな隘路があるのではないかと。電話公債が何ゆゑに発行されないか。もしこの電話事業が相当の採算がとれる段階であるならば、案外もつと簡単に復旧ができるのではなからうか。先ほど来聞いておりますと、東京で二十五萬圓もかかるということでありまして、いやしくも企業でありますから、企業として成り立たないときには、普及拡張が困難である、こういう見方もあり得るのであります。この間も承りましたように、この電信電話公社というものをやるには、まず企業の合理化から始めなければならぬ。しかる後に資金がどの程度まで行けるか、これを相当検討してかからなければならぬのであります。郵政大臣なりあるいは公社總裁は、具体的にどういふふうな企業の合理化をやつて行くか、どういふふうにして資金の獲得をやるか、それをただ困難々々と言わずに、もう少し具体的にどこまで推し進めるか、また先ほど外債の話は「モーシャール・ベール」によつておやりになつておるか、どの程度まで話が進んでおるか、具体的に計画をお示し願ひたいと思ひます。

○梶井説明員 ただいまの企業の見地

からこの事業が成り立つやいなやというお尋ねのように存するのであります。この五箇年計画を遂行して行きます上において一つの困難な点は、実は収支相償うやという問題であります。その問題は現在の電話料金が適正なりやいなやということにかかるといふわけでありますが、一般物価に比較いたしまして、現在の料金はむしろ低廉であるといふことを言ひ得るのではないかと。従つて電話料金をすみやかに改正することによつて、この五箇年計画の収支相償わない点は是正ができるというふうに考へております。従つて料金をどういうふうに改正するかということになりますと、現在の料金体系が正しいかどうかという根本問題から検討いたしませんと、従来の歴史的に漸次に上つて来た料金が公平であるといふことは必ずしも言ひ得ないのではないかと、そういうふうな思ひであります。従つて企業の合理化という見地から、料金の体系を根本的に研究しつつありまして、それによつて成案が得られたらば、料金の改正を必然的にお願いしなければ、収支のバランスはとりにくいといふことを言ひ得るのであります。またもう一つの問題は、終戦直後できるだけ早く戦災電話を復旧する。またできるだけ多く新しく電話を架設したいという方の希望を満たすという意味におきまして、事業が継続事業でなかつたのでありますから、年々歳々の需給だけを考えて、あらゆる設備をみな使うことによつて今日までやつて来てみたのであります。これを継続事業にして考えますと、本来ならば基礎的な工事からやりまして、そうして全体をかたい基礎の上に立てなければならぬのでありますけれども、ただいま申しましたような事情の結果、今日東京におきまして、ある局は一本も電話が架設できない。あるところは余裕があるというふうな、非常に跛行的な状態になつておりまして、これを今後の五箇年計画によつて是正することがぜひとも必要である。そうしないといふと将来の経営というものはうまく立たない。そういう意味において、さつきに、従来大休市内、市外平均いたしまして一加入当り二十五万円の経費がかかると思つておつたのであります。基礎的な工事もある程度考へておれば、当分の間は三十万円ないし三十五万円かかります。さらに先ほど大臣からお答へがありましたように、実はこの五箇年計画によつて加入者を百五万増設することになつておりましたけれども、しかし百五万を増設したならば、今後の要求は全然なくなるという状態になるかといひますと、決してそうではありせん。なおさらに次の五箇年計画を立てない限り、申し込んだらばすぐ電話がつくという状態にはなり得ません。また市外線の方におきまして、アメリカ、ヨーロッパのごとく、申し込んで受話器をあげたままにおいて遠隔の加入者が出るというふうには、この五箇年計画においても完成はできないのであります。しかし今日まで長い間遅れて参りました電話事業でありますから、一年、二年をもつてそれを回復するといふことは困難なのであります。従つて五箇年計画を二回ぐらゐ継続することによつて、大休ヨーロッパのレベルに到達したい。アメリカのごとく極度に発達したところま

では持つて行けないまでも、少くもヨーロッパの英国、ドイツ、フランス程度にまでは持つて行かなければならぬといふ考へのもとに、この計画を立てたのであります。従つて事業計画といたしましては、将来のことを考えますと、十分に償還のできる程度の収支のバランスがない限り、単に借入金のみによつて事業を経営して行くといふことは、非常に不安定な状態にあるわけですから、すでに今日まで約六百億政府資金を借りておるのであります。これらもいつかは返さなければならぬのであります。まして今後加入者に社債を募集しますのは、先ほど監理官の説明の通り、五箇年間で償還するものであります。従つてあとの五箇年間に償還するべき利益が上らなければならぬ。また外資導入がたといふ可能であるとしても、やはり同様にこれもさほど長期には借りられない。元金を返す必要があるものであります。従つて電話料金の改訂という問題は、あわせて元利を支払うという原則のもとに、収支のバランスを考えなければならぬのであります。なお外資の問題につきまして、この資金をいかにして五箇年計画に予定するかといふことであります。これは単なるわれ／＼の目算であります。まだ何らお願いをして承諾を得たわけではあります。仮定的に申し上げますならば、約七百億の原資に対して、二十八年度におきましては、政府資金を約三百億、社債を加入者負担のもの約五十億、それから一般市場に公募します社債が約十億、それから特に市外専用電話とかあるいは方式変更を必要とするから社債を持ちたいという方の分を約十億、合せて社債は七十億であります。加入者の設備負担金、東京における三万円というものを合計いたしまして約五十億、それから事業で生んで参りますところの減損償却の費用が来年度におきまして百六十五億であります。そうして来年度予算におきましては、初めは約七百億足りずでありましたので、補正予算において修正されました結果、補正予算において計画された工事を二十八年度につけ加えましたので、七百二十三億ばかり原資が必要となつております。従つてその差額の資金をどうするかは外資によつて得たいといふように考へておられますが、外資の問題につきましては、実は公社が八月一日に発足いたしました。まだ日が浅いものでありますから、外資そのものについてわれ／＼十分の知識を持つておりません。従つて電力その他外資を導入するにつきましては大蔵省が中心になつて、その必要を世界銀行から来た人に折衝をするといふことで目下とりまゝおられるのであります。われ／＼の方もぜひその中に入れていただきたいといふことを現在お願いしておる程度であります。しかしあらかじめ世界銀行から派遣されております二人の米人に対しては、現在の電話事業の拡充の必要性並びに五箇年計画の概要を英文に刷りまして、そうしてそれを持つて行つて事情を理解していただくといふだけの工作はいたしました。けれどもまだ正式に外資についての交渉を始めたわけではあります。これは政府において方針をきめられまして、それによつてわれわれの方の外資も世界銀行に交渉する

といふことに決定いたしましたならば、そのとき初めてどれくらい程度のまで融資していただけるかということもきまると考へておる次第であります。

○有田(重)委員 従来鉄道運賃にしましても、あるいは電話料金にしましても、また電力料金にしましても、ややともすると事業の合理化を忘れて、値上げをしたならば簡単に原資が出るというところで、料金値上げに進まれる傾向があると思ひます。電信電話公社はまさかきやうなことはないと思ひますが、まず企業の合理化をやつてもらいたい。今までの例によりますと、料金を値上げしてしかもサービスは一向よくならない、これが今までの電力料金あるいは鉄道運賃を値上げしたあとの状態でありまして、企業の採算がとれないれば、料金の適正化をはかることは当然かと思ひますが、料金は上つたけれどもサービスはよくなつた、今までは料金は安かつたが、電話一つつけるのに十五万円も、あるいはさつきの話によると二十万円も二十五万円も出さなければならなかつたのが、今度は電話が簡単につくやうになつた、こういうことになつて、初めてほんとうの企業の合理化ができたことになると思ひます。そういうことは将来の問題になりましようが、電話のサービスをよくし、電話の架設を容易ならしめるといふ意味において、料金の適正化をおはかりなる場合がかりにあつたとすれば、まず企業の合理化を徹底的に行つて、一台二十何万円もかからないやうにひとつ御留意をお願いしたいと思います。

とすると、これは決定的にいたしましたならば、そのとき初めてどれくらい程度のまで融資していただけるかということもきまると考へておる次第であります。

それからさつき外債のお話がありましたが、まだ正式のものではないようでありまして、そういう関係上あるいはおわかりにならないかと思ひますが、今世界銀行から来ておる人との間の外資導入条件といひますか、金利はどのくらいか、償還期限はどのくらいかというようなことがおわかりだったら、ひとつお示し願ひたいと思ひます。

○堀井説明員 たいだいまの外資の条件につきましては、私もまだ十分に承知いたしておりません。ただ大體聞るところによりますと、金利は三分五厘といふことをいわれておるのでありますけれども、しかし単純に三分五厘で済むとは思つておりません。またどれくらいの利回りになりますか、それはよく調べなくてはわかりません。貸し付ける条件その他につきましても、折衝した際にはこちらからあえて尋ねはいたしませんでしたが、これはむしろ大蔵省の方でよく御存じなのではないかと思ひます。また合理化の問題につきましては、前の委員会でお尋ねがありました、その際にお答えをいたしました通りであります。公社になりましたのでサービスをよくし、事業の合理化をして、しかる後に料金問題は解決すべきであるという御意見はごもつともでありますけれども、しかし合理化が一刀両断にできるものであるならば、それは合理化を先にやらなければならぬと思ひますが、しかし長年の間の一つの習慣を持つてゐるのでありますから、その習慣をきわめて簡単に処置することは私は困難だと思ひます。従つて合理化といふことを常に念頭から離さないで、年々歳々合理化の実を

上げて行くよりしかたがない。料金問題はそれとは別個に、事業そのものの収支いかんといふことを考へて——われわれは先ほど料金の値上げの必要を申し上げましたが、合理化が漸を追うて進むに従つて、料金値上げを将来においてはその必要に必要としないといふようになるか、場合によつては逆転して、むしろ料金を下げてよいといふふうになり事業の収支がなりますならば、われわれは進んで料金を値下げすべきである。これが公共事業としての当然の務めであると信じております。

○有田(憲)委員 私は料金の適正化をはかる前に、合理化をやらなくてはならぬと思ひます。もちろんこれは一朝一夕にはできないことはわかつております。それも相当長期の合理化計画のもとに進んでもらわなければならぬと思ひます。しかし合理化と別に料金問題をやるというところは、私はどうしても納得できない。私は企業家の合理化をどういふような計画でやつて行くかという見通しを持ちながら、料金の問題をやつていただきたいと考へております。

次に具体的問題としてお伺ひしたのは、今回の二十億の債券についてであります。これらは今までは資金運用部の引受があるものとばかり考へておりましたが、資金運用部からは電力、造船へは相当金がまわつてゐる、あるいは開港銀行の金がまわつてゐるようでありまして、なぜこの電信電話債券につきまして、資金運用部あるいは開港銀行の金を使われぬか、その点を大臣にお伺ひいたします。

○高瀬國務大臣 資金運用部の金で足りない分を、ぜひとも債券という形で

でもやりたいといふことで計画をいたしたわけでありまして、そしてこういう形の債券引受は、電話につきましてはたいへんやりやすい点もありまして、特にその旨を意味で債券の発行を考へた次第であります。

○有田(憲)委員 資金運用部の金はもう少し融通性があると思うのですが、もちろん限られてゐると思ひますが、他いろいろの方面にまわつてゐる。もちろん通常予算のときには資金運用部の資金がまわつて来ておりますが、今回の補正の場合におきまして、わずか二十億ぐらゐのものは何とか方法があつて、絶対に資金運用部からとれないといふことはないと私は思ひます。いかなる経緯によつて資金運用部資金から借りられぬか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。私は需要家にこれをまかすといふことは、何といつても要則だと思ひます。資金運用部資金の引受をやるなり、あるいは一般公衆をやるなりが原則的だと私は思ひます。要則的に流れたらいいとは思ひますが、何か特別の根拠がなくてはならぬ。もう少し具体的にその点をお示し願ひたい。

○高瀬國務大臣 資金運用部の資金運用計画といふものは、やはり予算編成と同時に考へられるわけで、本年度は御承知のように百三十五億を資金運用部から借りてやるということになつておつたわけでありまして、今回の資金運用部の資金計画等から勘案いたしましたし、その方の借入れといふことはすぐには困難であるといふ事情がありますので、今までの資金運用部からの借入れで足りない分は、せめて二十億でも債券を出してやりたい、こういう考

えであつたわけでありまして。

○有田(憲)委員 たしか資金運用部の金も、年度当初に考へておつたよりもふえたはずだと思ひます。電話の問題につきまして、二十億全部入つて来ると思ひますが、たゞそのうちの十億でもそれと違うものかと思ひます。どういふわけで電信電話の方にもう少しとれなかつたのか、このように私は思ひます。御承知のように資金運用部では、郵便局の局員あるいは従業員が非常に骨を折つた郵便貯金が大分な元です。それが同じ通信事業の方に還元されるのが原則的だと私は思ひます。むしろ優先的に電話のこの債券については、資金運用部でやるべきだと思ひます。これはもう少し大臣が大蔵大臣と折衝してくれば成功したのじやないか。これが全部要則になつておることについては、もう少し何か理由がなければならぬ。具体的にお示し願ひたい。

○高瀬國務大臣 資金運用部の資金のこまかい点につきましては、大蔵省でないとはいつてはつきりしたことはわかりませんが、私が承知しておる範囲では、資金運用部資金の膨脹が、有田さんのおつしやつたように十分に伸びておらないように思ひます。郵便貯金なんかの状況もあまり伸びないような状況になつて来る。そういうところから計画が非常にきつてくる。おつたといふような事情もありまして、今回のような処置にいたしましたわけでありまして。

○有田(憲)委員 それでは郵便貯金の年度当初の計画されたものと実績との比較表を次の機会でもつけようですかとお示し願ひたい。なお同時に、資金

運用部が電力とか造船その他においてどういふような計画をされたか、最初の計画と現在の計画とはどのように変更されておるか、それもあわせてお示し願ひたい。

その点はあとでまた資料をいたしたいからお尋ねすることにいたしました。先ほど言ひましたように、通信従業員が汗を流して働いた郵便貯金、この金はやはり通信事業に還元するにすべきだと思ひます。日本の全体の公企業に行くことはけつこうでございまして、けれども、やはり電信電話、ことに電話の方は、先ほど来話がありまして、申込みがあるけれども一向それが消化できない、金がないためにできないといふ実困つた事情であります。なるたけこういう金は電話設備の方に充當して、需要家にこういうものの負担がかからないように、郵政大臣としては大いにこれに政治力を発揮していただきたいと思ひます。

それらの問題はあとにして、もう一歩退いて、しからばなぜ一般に二十億ぐらゐの金が公衆でできないか、公衆してやつてもよいのではないか、こういう気持ちもするのですが、公衆しなかつた理由について、ひとつ郵政大臣の御意見を拝聴したい。

○高瀬國務大臣 むろん社債公衆という方法もあるわけでありまして、御承知のような現在の資本市場の状況では、社債公衆といふことも一般的にかなり容易でない状況でもありますが、し、全体の資金計画も考へなければならぬといふようなところ、な事情もありまして、電話については、今回はこういう形でやるのが一番適当だと考



○有田(喜)委員 こういう方法が適当だとお考えのようですけれども、私はこういう方法はやはり変則だと思ふ。こういう債券を電話加入者に特別に負担せしめることは、あくまで変則的な処置だと思ふ。杜債市場云々とおつしやいますけれども、現在電力杜債だつて、あれだけ大きなものが消化できるのであつて、わずか二十億だから、これをやるおつもりならできぬはずはないと思ふ。何だか話を聞いておりますと、イー・ジー・ボーイングなやり方で、金さえあれば簡単にうまく行くといふふうなことでやられたような気がしますが、もう少し積極的な努力があつてしかるべきだと思ふ。またおそれる積極的な努力が払われたと思ふが、簡単に杜債市場はこうだといつても、ほかの電力杜債とか大きなものが消化されておるのだから、まして電信電話公社の杜債のわずか二十億がでないはずがない。私はかように思うが、大臣はどう考えるか。

○高瀬國務大臣 御承知のように現在一般に高金利でありまして、一般杜債を出して公募するとなりますと、とても六分五厘というようなことでは応募者も得られません。期限の問題もありまして、先ほどお答えいたしましたように、償還期限十年ということになつて相当長期になります。現在の杜債市場の状況からいいますと、これもなかなか容易でないというような事情もあります。そういうようなところから、むしろ変則といへば確かに変則的なものでありますが、法律にありまふように、昭和三十一年三月までとなつてゐるわけで、こういう方法でやるのがやむを得ないと思ふわけでありまふ。

○有田(喜)委員 だん／＼こまかくなつて、金利が六分五厘である。これは企業の点からいへば安いと一応お考えになるかも知れないが、負担する加入者から見たらたいへんだ。せつかく電話の加入をしようとした者が、この杜債を引受けたいと受付けられない。これは何といつても電話事業としては加入者に対する変則的な処置だと思ふ。金利は今開業銀行から七分五厘で借りれる。それでも一分安いといへば安い。二十億の一分くらいはわずかなものだ。一割だつて二億、一分ならわずかに二千万円、そのくらいのことでは、電信電話のこの大きな事業からいへば、幾らでも捻出できると思ふ。もう少し積極的にお働きくださらぬといふか。開業銀行あるいは一般杜債等、何でも方法があると思ひますが、どうもこの考え方は、加入者にかければ簡単に行くといふイー・ジー・ボーイングのやり方のように見受けられてしかたがないが、その点いかがですか。

○高瀬國務大臣 確かにお話のように、加入者にある程度負担をかける、迷惑をかける、こういうことになるのははなはだ望ましくないことである。できるだけこういうことがないようにしたものだ、これはもうまつた同感でございます。従いましてこういう形で債券を出さないで、一般公募で案に行ける条件が備われば、むしろその方がよいと私も考えております。来年度以降については、それを十分検討して参りたいと思つております。

○有田(喜)委員 加入者が債券を引受けて電話を架設する、これによつて電話の市場価格が幾らかでも安くなるような見通しがあるのでしょうか。

○金光政府委員 ただちに電話の市価が安くなるかどうかということについては疑問があると存じますが、こういうたように拡張資金の道を各方面に開いて、電話増設をどん／＼やつて行くことになれば、当然電話の市価は漸減するものだといふふうに存じております。

○有田(喜)委員 私はこういうやり方は変則だと思ふのです。変則でもこういうことをやつたために一般の市価が安くなる、今までは三万円出したばかりに、また二十万とか二十万といふ金を出した人もあつたが、今度は三万円のほかに六万円出せば市価が安くなる、こういう傾向になればまたこれも考えられる。しかしこういうことをやるわ、市価は下りてはせぬわということでは、加入者がますます／＼困るばかりです。矛盾したことを言うようですが、おやりになるならもう少し市価が安くなるまでおやりになつたらどうですか。

○金光政府委員 その点は先ほど公社總裁からお話がありましたが、五箇年計画を実施して毎年七百萬程度の資金をこの設備拡張に投することになれば、もちろん基礎設備がそれだけ拡張されますので、電話の増設は現在よりもつと／＼楽になる。そうなれば電話の市価はだん／＼と下つて参るわけでありまふ。もちろんそれが大半を占めるわけではございませんが、この債券引受による額もそのうちのある部分を占めておるものでございませうから、債券の引受によつて、ただいま有田委員のお話のように、電話の市価はだんだんと下つて行くものと存じております。

○有田(喜)委員 今の根拠は二十二万、銀座が二十万あるいは郊外が十三万、同じ東京でもそれ／＼差があるのだが、これはやはり電話需給の関係だと思ふのです。そういうものをつくつて、五箇年計画が遂行されればやや下るといふお話だけれども、これだけのものができて、需給計画からいつてこういうように楽になるから、一割くらいは安くなるだろう、五割くらいは安くなるだろう、そういう見通しがつくはずだと思ふが、私は二十億では二階から目算だと思ふのです。やるならもつと市価が下るところまでやれないものか、二十億が五十億になつてもいい、こう思ふのです。非常に矛盾したことを言つておるようですが、不都合なことができるが、一方加入者に対して裨益するところもある、こういうことで余儀なく認めることになると思ふのです。どうもこの案では悪いところばかりが出て、いい面が少いように思ふのです。

もう一点だけ伺ひしておきます。「公益上必要がある場合その他郵政大臣が定める事由がある場合」というのはどういふ場合か、お示しを願ひたい。

○金光政府委員 ただいまの御質問の第一点の、増設によつて将来電話の市価がどうなるかということでございますが、電話の市価といふものは、局の設備の状況によつて非常に浮動性があるものであります。一応公社のお立てになりました五箇年計画では、電話の増設が全国で百五十万、その中で東京については約二十万くらいの増設を予定されておるわけでありまふ。現在東京の加入者総数が約二十万ちよつとでございますので、その計画を実現いたしますとすれば、現在の倍になるということになります。もちろん東京都内におきましても、東京中心部それから周辺部、いわゆる郊外地帯によつて相違があることと存じます。そういうふうな現在とはば同程度の増設がなされるものだといひますれば、局の余裕も今よりも相当出て参りますと同時に、今までの積蓄もそれによつてある程度消化されるわけでありまふ。電話の市価は一体どれだけ下るかといふことは、なかなか判定困難かと思ひますが、少くとも相当程度は下つて来るのではないかと存じております。

御質問の第二点の「公益上」と申しますのは、大体慈善事業とか、あるいは學術研究、あるいは育英事業等については、債券の引受を免除したらどうかと存じております。なお「郵政大臣が定める事由がある場合」といふものにつきましては、今回の措置といたしましては、債券は全部の加入者に負担してもらふといふことになつておりますが、事情によりましてはその債券の引受が非常に困難であるという場合もあり得るかと思ひますので、具体的にどういふことについては、まだ十分内容を検討するに至つておりませんが、そういうような例外的措置を考慮いたしまして、多少の道をつくつておるわけでありまふ。

○有田(喜)委員 大臣がお忙しいうですから、私はこれで質問を打ちりますが、ただ一点政府委員にお伺ひします。一級、二級、三級、四級、五級、六級とありますが、これらの局全部といふことは困難でしょうが、大体の市価の平均価格、東京と大阪とは違ふでしょうが、たとえば六大都市の平均価

格はどうであるということを、参考のためにこの次の委員会に資料として配付していただきたいと思ひます。私の質問は一応これで打ち切ります。

○橋本委員長 松前君。

○松前委員 私は簡易保険の積立金の運用と、電信電話事業の拡張との関係について、少し郵政大臣の御所見を伺いたいのではありません。

簡易保険の積立金の運用が近く郵政省に移るといふことは、従来通信事業に従事しておつた者の多年の要望でありました。ことに地方に行つてみますと、特定局長などは特にこれを要望しておりました。この運用権が移ることによつて、将来の簡易保険の勧誘に対して、非常に大きな利益が与えられるというところは御承知の通りであります。私はいなかを歩いてみていつも考へるのは、この運用権の問題が移つた場合において、郵政大臣の所管にありまます電信電話事業と、この簡易保険の事業との間に、積立金の運用において何らかの施策をお持ちではないだらうかと、ひそかに実は希冀的に考へておつたのであります。この点について御所見をお伺ひしたいと思います。

○高瀬國務大臣 御承知のように現在の法制では、簡易保険積立金、郵便年金積立金の運用は、地方債の引受、地方公共団体の貸付ということに限定されておると思ひます。従つて現在の法制のもとでは、お話のようなことでないことになつております。しかし電信電話事業と郵政事業とは今までの関係もあり、かなり深い関係を持つておりますので、お話のような点も今後は大いに検討をしてみることがあろう、こういうつもりであります。

○松前委員 お忙しいようでありまして、簡単に申し上げたいと思ひます。ただいまの御答弁では、どうも法制上の立場から今のところでないといふのであります。これは当然かえるといたしまして考へなければならぬ問題であると思ひます。問題はこの五箇年計画を拝見し、何となく、こういう事業は都府に偏重するものでありまして、この計画を見ても、大抵都会に偏重したところであり、このといつて、いかによきような政策をいつも立てられておりますけれども、實質は常に農村あるいは僻遠の地に対しては恵まれない状態になつておるのであります。私は特定局長たちがあの熱心さをもつてこの積立金運用権の委譲をいかに希望しておつたかといふことを考へまして、その反面において、ある程度こういう恵まれない土地に対する特別な措置をいたしまして、簡易保険の募集の成績等とにらみ合せて、その土地の発展のためにその簡易保険の積立金を運用する、こういう意味において電信電話事業との関係をつけるならば、非常に意義あるやり方であると同時に、簡易保険自体の発展のためにも非常に有意義であると考えておりますが、それらにつきましても漫然たる御答弁でなくて、ひとつ大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 お話のような点は、むしろ今後考慮しなければならぬ点だと私も考へております。ただ現在の法制はそうなつておりませんので、これをかえるといふことについては、やはりいろいろ／＼な事情を十分検討をいたしましてやらなければならぬと思つておりますので、今後大いに検討いたして参りたいという考へでございます。

○橋本委員長 次に電波監視に關し、調査を進めます。松前君。

○松前委員 先般問題になつております不法電波の問題であります。三橋某といふのが不法電波の施設をやつて、新聞によりますればしかるべきところと通信をいたしておつたといふことでは、駐留軍との間に何らかの関係があつたのかどうか、今日まで発見されないので、本人が自首して来るまで、全然あの電波を出しておることが発見されなかつたその理由につきまして、その間の事情を承りたいと思ひます。

○新川説明員 ただいまの三橋事件に關連する電波でございますが、これにつきましては従来郵政省でやつております電波監視機構におきまして、それに関連すると思われまます電波は捕捉しておりました。その所在につきまして鋭意調査を進めておつたのであります。今回検査当局からの調査の御依頼もございまして、提供されました資料と合せて、さらに調査中である、こういう段階でございます。御質問にございまして今までなぜこれがつかまらなかつたかといふ点につきまして、さらに駐留軍との関連等について御質問もございまして、駐留軍との関連につきましては、議和条約発効以前におきましては、電波監視で捕捉いたしました電波につきましては、占領軍当局に對しまして報告の義務を持つていた。議和条約発効後におきましては、

そういう義務は当然消滅いたしました。現在には利害をともにする場合におきましては、互いに情報交換するといふ段階になつております。これらの不法電波は御存じの通り発射の回数も非常に多い、時間も短時間でございまして、これを捕捉して所在をつきとめますまでには、相当の時間を要するわけでありまして、今回の場合におきましては、その捕捉に至る以前において、このような段階になつたと申し上げられるのでございます。

○松前委員 電波発射の問題が非常に政治的に國際的に重要な問題であることは、單に三橋某がアンテナを立ててやつておつたといふだけの問題では絶対にないと思ひます。すなわち日本が獨立をいたしました今日において、駐留軍との間にいかなる電波の総合的なとりきめをやつておられるか。すなわち周波数その他に對しまして、駐留軍との間には然るる區別をつけ、使用権の確立を得てやつておられるのであるか。あるいは駐留軍は自由に自由といふわけではありませんが、駐留軍に關しましては日本のいわゆる電波監視という立場から見ても、監督の範圍に駐留軍自体が入つておられるかどうか。いわゆる日本の主権のもとに駐留軍は監視されておられるかどうか、この点につきまして大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 実は私そういう点につきまして、行政協定の内容を十分承知しております。實際問題としてわかつておることであれば、監視長の方からお話し上げます。

○新川説明員 ただいま御質問にございまして駐留軍關係の電波の取扱ひでございますが、監視の面から見た場合におきましては、駐留軍の電波は最も近接いたしました外國局の電波と同等に扱われておるのでございまして、これは外國の電波といへども、他國の監視機關によつてその間違ひが発見されたとき、その通報を受けますると、それに應じてその誤りを直す義務を持つております。駐留軍もそれとまったく同様の基礎におきまして、当方の監視機構からの間違ひの通告に對しまして、これを訂正その他の処置をとる義務を持つておるわけでございます。

○松前委員 まだお答えが明確でございせん。私の申し上げておるのは、いわゆる電波といふ一つの目に見えない領土、その領土に對する一つの秩序を維持する中心が、日本の郵政省の電波監視局にあるのであるかどうか、この点をお答えをしいたきたいと思つております。

○新川説明員 行政協定の第三條におきまして、米軍はその施設及び区域内においては無線局を持つ權利を保有しております。その使用いたします電波につきましては、日本國の主管庁と協議いたしまして、その協定によることになつております。現在その協定は、細部のとりきめとしてその都度折衝が行われておまして、米軍がかつてにわが國の上空において、わが主管庁に無断で電波を出すという段階は決してないのであります。日本の主管庁であります郵政省と米軍司令部との間に協定の成立した電波のみを米軍は使用しております。なおその使用する場所は、米軍の使用する地域及び區域の内部に限られておるわけでありまして、

○松前委員 今のお答えによりますれば、米軍と日本政府とは、日本の領土内において、また上空において、対等の立場でその都度協議をして、波長その他をきめておる、こういうことになりますか。

○新川説明員 その詳細の点につきましては、監視担当の私から申し上げるのとはどうかと存するのでございますが、行政協定第三条におきましては、米軍はわが国の中で、施設及び区域内に無線局を保有する権利を持つております。その権利に基いて、実際に使用いたします電波につきましては、日本政府とその都度交渉するというわけでございます。

○松前委員 どうも私はまだ要領を得ておりません。私のお尋ねしておるのは、一体その電波に関する、日本における主権はどつちにあるかという問題であります。行政協定におきまして、駐留軍のおります兵舎その他の場所でも無線局をつくることはできても、上空というものは共通であります。こういう意味において、一体そこはどういうふうな——ただお互いにやつておられるというだけの話なのでありますか。これは目に見えないものでありますから、国民がほとんど認識していない問題だと思つておるのです。そういうために電波監視局があの三橋事件のごときものを今日まで発見し得ないでつた。この電波監視の問題については、長い間研究もされ、実施もされて来たものでありまして、十分経験を持つておられるのであらうと思つてありますが、それを発見し得なかつたということ、米軍との関係において何か遠慮がちな、あなた方の立場においてやりに

くい点があるためにできたところの、一つのミスではないかという感じがするのでありますが、いかがでありますか。

○新川説明員 行政協定の根本的な問題に關しましては、なお電波監視局長その他と打合せをいたしまして、関係者からお答えを申し上げた方がいいと存じます。私からは電波監視に關係いたします点についてお答えさせていただきます。電波監視につきましては、電波監視に特には、駐留軍等のありますために決してやりにくいというようなことは決してございせん。ただ現在わが国を包んでおります国際環境のために、上空にいわゆる不明電波と申しますか、許されました無線局の放射する以外の電波が非常に多いという点につきましては、監視の仕事を非常にやりにくくしておることはいふまでもない事実でございます。

○橋本委員長 松前さん、きようは電波關係の方は突然に呼びつけたようなわけでして、今御質問の三橋事件等についても、もう少し材料をとらないと詳しくわかつていないようですから、監視所の方の材料が整つてからあらためて御質問願つたらいかでございますか。

○松前委員 そういうことにいたしました。それで電波監視に關するいろいろな機構あるいは施設、そういうものの資料がありましたら頂戴したいと思つておる。それから行政協定の内容につきまして、もう少し掘り下げていただきたい。大臣も郵政大臣であつて、内容を全然知られない。目に見えない電波というものは非常に大事な問題である。いわゆる文明国であるなら

ば、これはまつ先に取上げるべきものであります。ところが日本はどういうわけだか、電波はわからぬものだというつて、だれも取上げない。そういうことで御存じないらしいと思つたのです。ですからこの問題につきまして行政協定、すなわち駐留軍との關係につきまして、第三条ばかりを引合いに出さな

いで、現実の問題としてどういふことをおやりになつておられるか、一応明確な資料を頂戴できたら、いただきたいと思つておる。それで大臣さんにとよく教育していただきまして、大臣さんからも答弁をしていただきたいと思つておる。

○金光政府委員 先ほど原委員からの御質問の答弁漏れになつていたものを申し上げます。八級局の東京近郊の局でございますが、八級局では、千葉県の和田あるいは牛久というような局が八級局でございます。それから九級局になりますと、やはり千葉県で横田あるいは広岡というところがございます。十級局になりますと、茨城県で大賀、あるいは千葉県でなしに、茨城県の佐原、群馬県では名久田、そういったところが十級局でございます。○橋本委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時八分散会

昭和二十七年十二月二十三日印刷

昭和二十七年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局